

# 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画策定の背景



## 第1章

## 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

本市では、合併後の総合的な施策の方向性を継承しつつ、早期に、かつ重点的に推進すべき目標と政策を定めるため、平成28年度に「新二本松市総合計画 二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」を策定し、各分野にわたる取り組みを積極的に推進してきました。

一方で、我が国では人口減少による地域経済の縮小化が負の循環に陥っていく将来像に対して、地方創生をうたい、本市においても国の総合戦略の趣旨を踏まえ、「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定し、人口減少の解消に向けた取り組みを進めているところです。

また、本市のこれからのまちづくりにあたっては、東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復興・再生はもちろん、経済のグローバル化や高度情報化社会への対応、環境問題が深刻化する中での再生可能エネルギーの自給に向けた取り組み、多様化するライフスタイルや市民ニーズへの対応など、変動する社会経済環境の変化にしっかりと対応し、市民の暮らしの基盤を確かなものにしていくことが重要となります。

こうした中、本市では、現行の「新二本松市総合計画 二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」が令和2年度で完了することから、令和3年度からの新たな計画を策定しました。

この計画は、二本松市の総合計画として現行の「二本松を元気に！ 新5ヵ年プラン」を継承しつつ、早期に、かつ重点的に推進すべき目標と政策を定めるものであり、計画の期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。

## 2 計画の性格

二本松市総合計画は、本市が行う全ての政策、施策、事業の根拠となる最上位の行政計画であり、令和3年度からの10年間の市政運営の根幹となる計画です。市民と行政が共通の認識を持ち、目指すまちづくりについてともに考え、実現に向けて行動するための基本的な指針を定めています。

一方で、二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、市の最上位計画である二本松市総合計画のまちづくりの方向性に基つきながら、「しごとづくり」、「ひとの流れをつくる」、「住みやすい、安心して暮らせるまちづくり」に特化することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すためのさまざまな施策・事業を推進するもので、二本松市総合計画が目指すまちづくりと密接に関係しています。

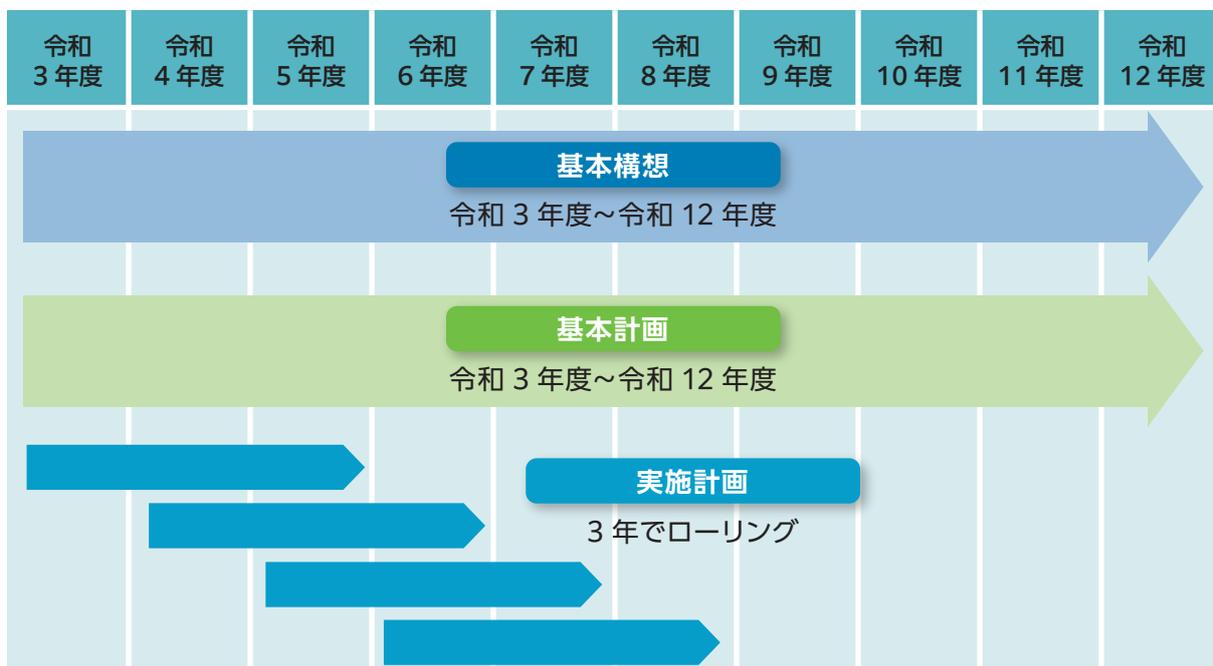
### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 4 計画の構成

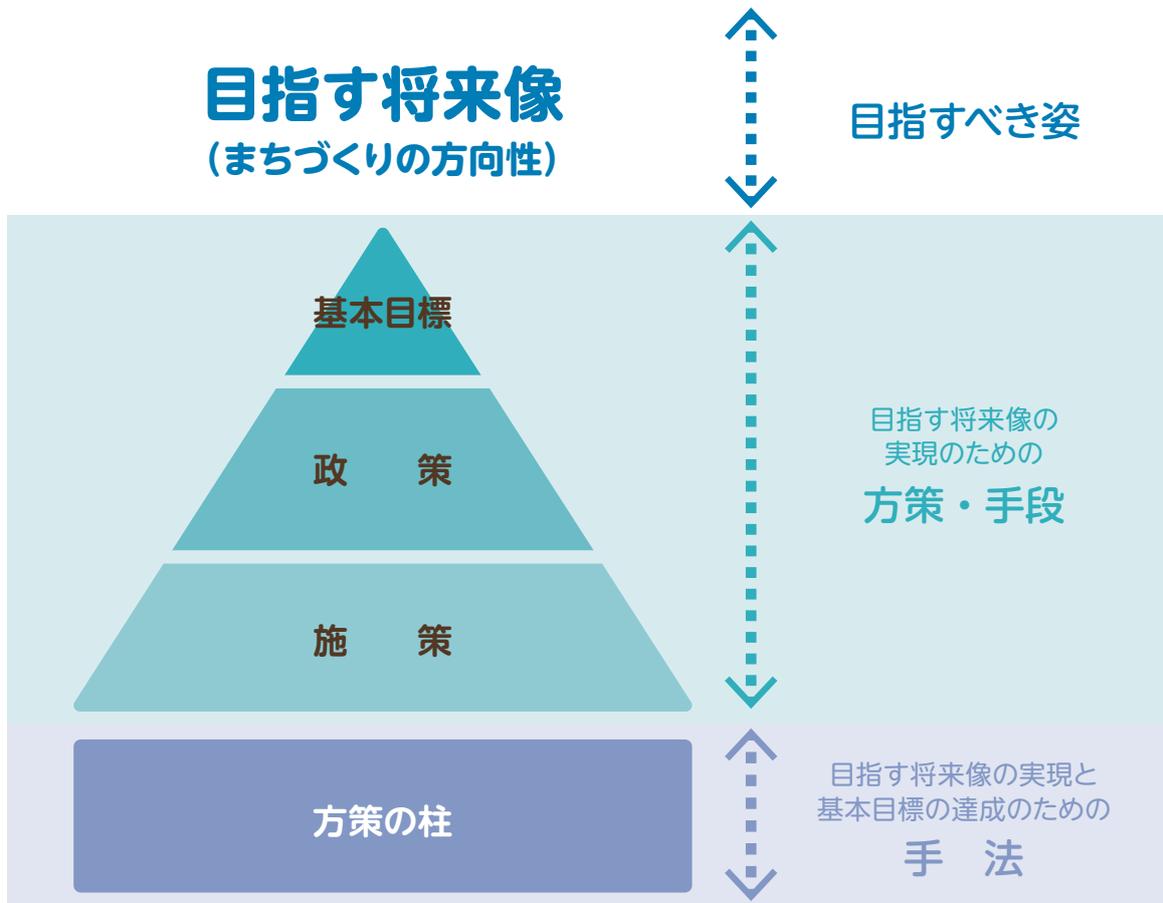
本計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成し、より戦略的な総合計画を目指します。

基本構想	基本構想では、社会経済状況の変化と対応に向けた基本的な認識のもと、これからのまちづくりの目標を示します。
基本計画	基本計画は、基本構想で掲げたまちづくりの目標を実現するために10年で重点的に取り組んでいくべき施策および主要事業を示します。
実施計画	3年を1期間とした事業の執行計画です。



## 5 計画の体系

本計画は、4つの基本目標の下に14の政策を位置付け、目標を明確にした上で分野別に43の施策を示しています。また、基本目標を達成するために総合的に取り組むべき手法として、方策の柱を土台として位置付けます。



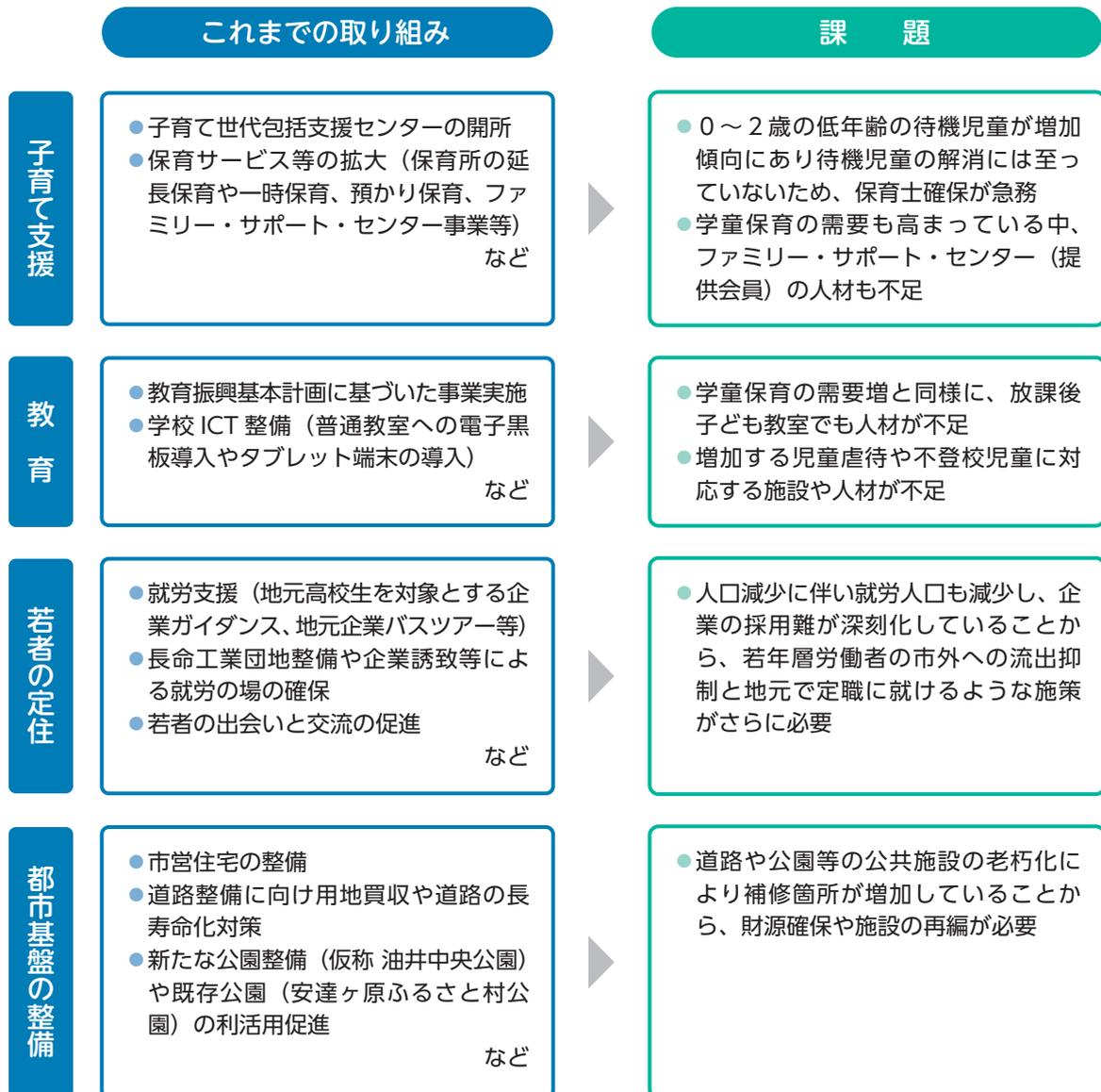
目指す将来像 (まちづくりの方向性)	本市が目指すべき姿とその実現に向けて、重点的に取り組むべき事項や目標人口、土地利用構想を示します。
基本目標	まちづくりの目指すべき方向性、施策の柱となるものです。
政策	基本目標を実現するための大局的な方策を示します。
施策	政策を実現するための、具体的な手段を示します。
方策の柱	基本目標を達成するために総合的に取り組むべき手法を示します。

## 第 2 章

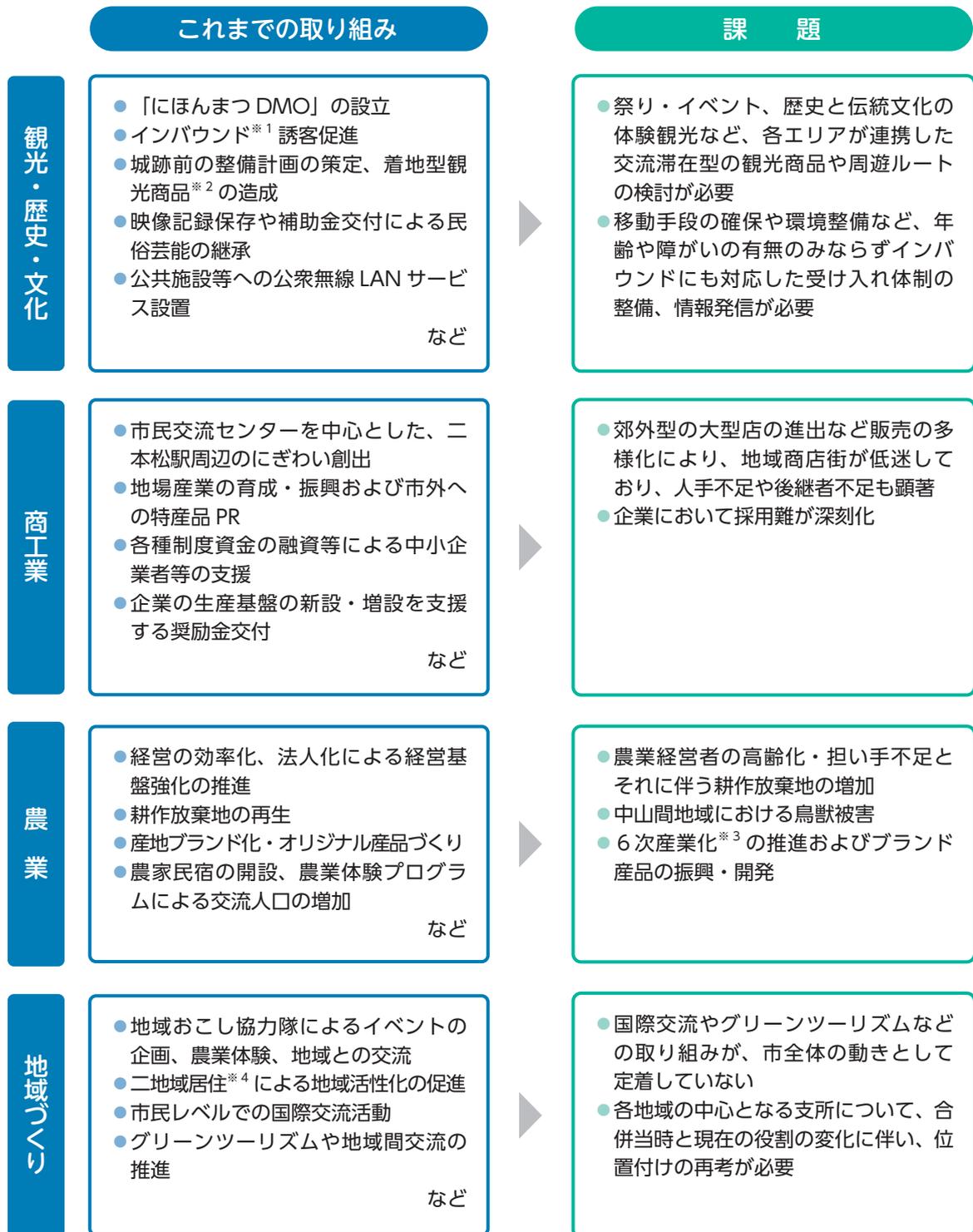
## 計画策定の背景

## 1 総合計画におけるこれまでの取り組みと課題

## (1) 基本目標 1 子どもや若者の未来を創るまち



(2) 基本目標2 郷土愛にあふれ活力と賑わいのあるまち



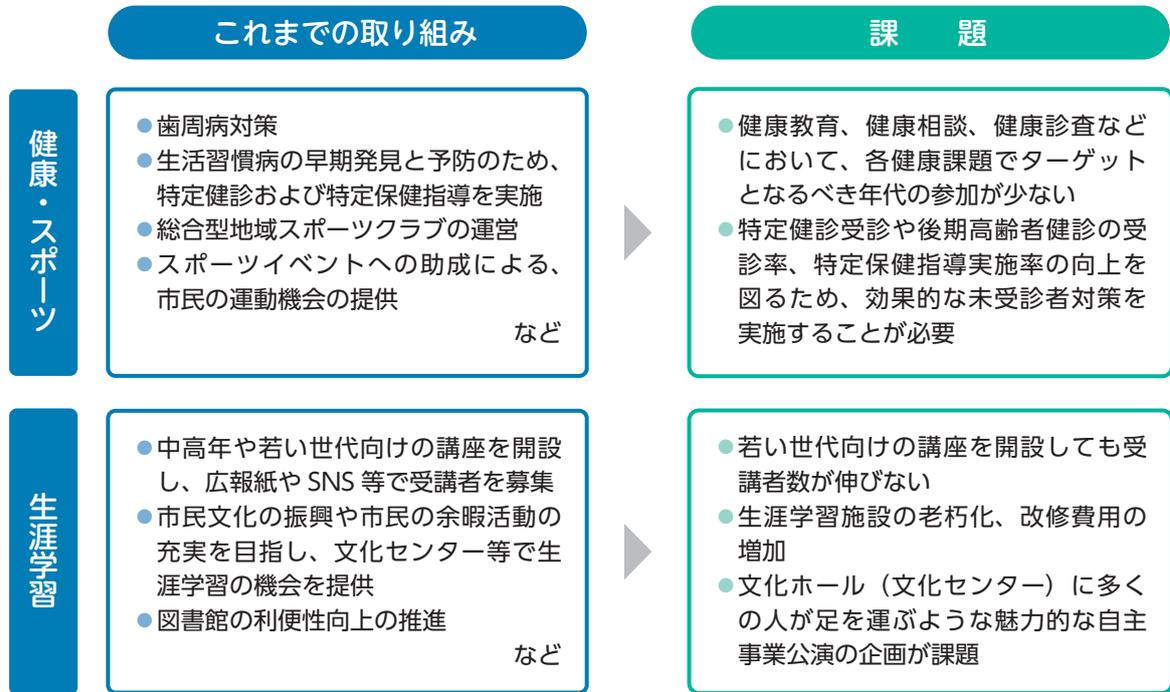
※1 インバウンド (inbound) とは「入ってくる、内向きの」の意味で、海外から日本にくる外国人旅行者のこと。

※2 旅行者が出発する地域 (発地) 側の旅行会社等ではなく、旅行者を受け入れる側の地域 (着地) 側が、その地域の歴史・文化・自然等の観光資源をもとに観光商品を企画し、旅行者を呼び込む形態。

※3 農業などの第1次産業が食品加工 (2次)、流通販売 (3次) にも業務展開している経営形態。

※4 都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点をもち、週末や一年のうちの一定期間を暮らすもの。

(3) 基本目標3 いつまでも元気で生きがいのもてるまち



(4) 基本目標4 助け合い、支え合い、安全に安心して暮らせるまち



序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

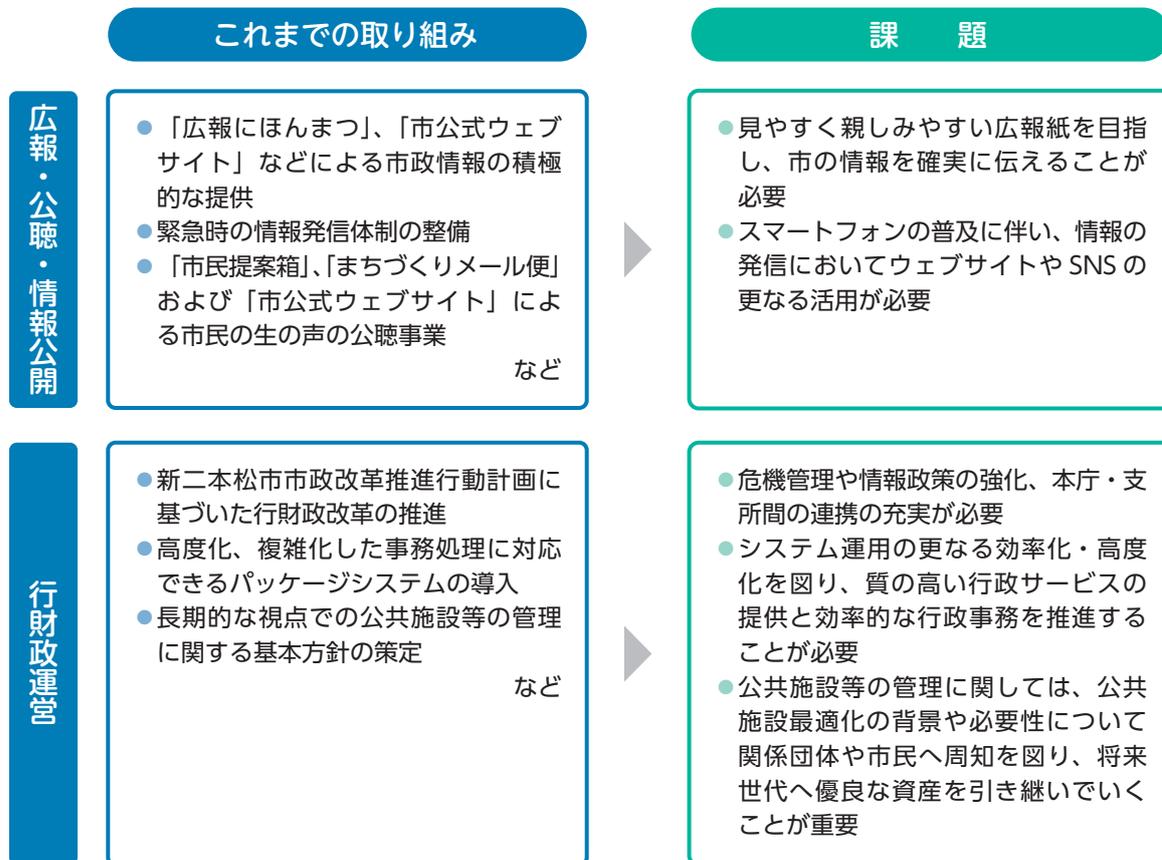
基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

(5) 方策の柱 自立できる自治体経営の推進



## 2 時代の潮流

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口減少・少子高齢化は、婚姻率の低下や出生数の減少、高齢化の影響による死亡者数の増加等を背景に、依然として深刻さを増しています。「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計によると、我が国の人口は令和35年には1億人を下回り、また令和42年には65歳以上の人口割合は約40%になると推計されており、今後も人口減少・少子高齢化が一層進行していくことが見込まれています。

人口減少・少子高齢化が進行し、就業者数の減少による労働投入の減少、消費の減少、地域経済社会の急速な縮小、都市機能の低下、社会保障費の増加など、さまざまな分野において深刻な影響が生じると考えられます。

福島県においても同様に人口減少は進むと予測されており、「福島県人口ビジョン」によれば、福島県の人口は令和元年10月現在の約184万人から令和22年には約143万人になると推計されています。

本市においても、人口は合併時の平成17年の約6万3千人から平成27年には約5万8千人と減少が進んでおり、令和22年には約4万2千人になると推計されています。加えて、少子高齢化が進行していることから、今後若い世代を増やしていくため、移住・定住促進や子育て支援の充実などの取り組みが求められます。

### (2) 産業経済とグローバル化

近年、世界的なグローバル化の大幅な進展や、急激な経済成長を見せるアジア諸国の影響などもあり、我が国の経済状況は著しい変化を迎えています。加えて、令和元年12月に「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）が中華人民共和国湖北省武漢市において確認されて以降、感染拡大の抑制を目的とした人・モノの流れの停滞や経済活動の制限、都市封鎖などにより、世界経済は急速に悪化しており、我が国の経済も大きな危機を迎えています。

観光業においても、近年のグローバル化の急速な進行を踏まえ、福島県では精力的なインバウンド対策を実施してきており、本市においても平成28年をインバウンド元年と位置付け、台湾等からの誘客事業を実施したほか、令和元年にはタイの国立動物園「カオキオ動物園」と観光PRなどに関する連携協定を締結するなど、外国人観光客の増加に向けた取り組みを進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの国において政府による入国制限や海外渡航禁止等の措置が講じられたことなどにより、外国人観光客が大幅に減少しており、特に地方経済に甚大な影響を及ぼしています。

今般の危機によって浮き彫りになった教訓を踏まえ、今後は新たな危機にも柔軟に対応できる強靱な<sup>きょうじん</sup>経済社会の構築を進めるとともに、国・地域ごとの感染収束を注視しながら、誘客可能となった国・地域に対しては積極的な訪日プロモーションを推進するなど、引き続き刻々と変化する世界経済情勢に柔軟に対応していくための取り組みを行っていくことが求められます。

### (3) 高度情報化社会の進展と Society5.0 への対応

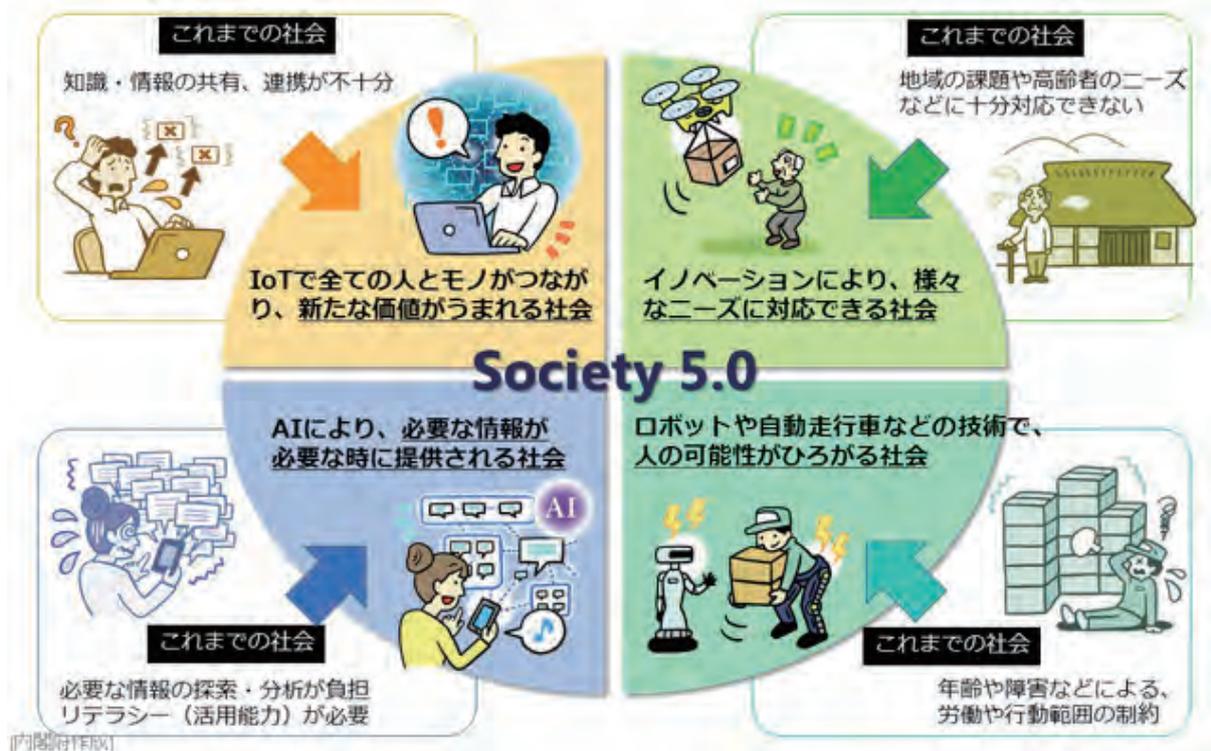
第4次産業革命の新たな技術革新によって、我が国全体において、経済活動や雇用環境なども含めた地域社会の在り方が大きく変化しています。

そのような中、国では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として、「Society5.0<sup>※5</sup>」の実現を目指しています。

これまでの情報社会（Society4.0）では、知識や情報の共有・連携が不十分であり、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担となるなどの課題がありましたが、Society5.0の実現により、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難の解決が期待されます。

生産年齢人口の減少が進む本市においても、今後も一定の経済規模を維持していくためには、AIやIoTなどを活用し、農業、ものづくり、医療・介護、交通など、あらゆる産業・生活分野において、イノベーションによる新たな価値の創出を図るとともに、社会的な課題の解決を図る必要があります。

#### Society5.0 で実現する社会



※5 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

#### (4) 地球環境問題の深刻化と再生可能エネルギーの推進

二酸化炭素等の温室効果ガスが原因となる地球温暖化と、それに伴う気候変動の影響が、地球規模で顕在化してきました。我が国においても、夏の高温やゲリラ豪雨、台風の襲来など、異常気象が頻発化しており、本市でも令和元年10月に発生した台風第19号により甚大な被害が生じました。

このような中、平成27年に「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意された「パリ協定」において、日本では中期目標として、令和12年度の温室効果ガスの排出を平成25年度の水準から26%削減することが定められました。

福島県においても再生可能エネルギー導入に向けた取り組みが推進されており、「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第3期）」（令和元年度から令和3年度まで）では、再生可能エネルギーの導入目標を42.0%（原油換算）と設定し、太陽光発電、風力発電などの導入を進めています。

本市においても、地球温暖化対策<sup>※6</sup>として化石燃料からの脱却、低炭素社会の実現だけでなく、エネルギーの地産地消は地域活性化にもつながることから、「二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（ゴチカン）」と協定を結び、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを積極的に推進しており、引き続き環境に配慮した取り組みの継続が求められます。

#### (5) ライフスタイルの多様化

少子化や核家族化の進行などによる家庭環境や社会環境の変化により、ライフスタイルが多様化し、それに伴って個人の価値観やニーズも多種多様になっています。

一方、これらの変化は、所得格差や独居高齢者の孤立、8050問題<sup>※7</sup>などの多様な社会問題を生み出しているほか、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

国では、「一億総活躍社会」として、性別、年齢、障がい、難病の有無に関わらず、誰もが活躍できる社会づくりに向けた取り組みや、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市においても、地域の人々がそれぞれの個性を生かし、互いに支えあい、生きがいを持った暮らしができるよう、各々のライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になってきています。

※6 平成27年、国際協力の新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、温暖化ガスの二大排出国である中国と米国を含む196カ国・地域がそれぞれの能力に応じて温暖化ガス排出削減に取り組むこととされた。

※7 高齢（80代前後）の親が、ひきこもりが長期化した（50代前後の）子どもを養っている状態のことで、親の収入の途絶や病気・要介護状態になることによる、一家の経済的な困窮・孤立のリスクが指摘されている。

## (6) 分権型社会の推進

多様化する国民のニーズや少子高齢化への対応として、国では中央集権型から地方分権型の行政システムへの転換を行ってきました。このいわゆる「地方分権改革」は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり平成11年の「地方分権一括法」成立、平成13年の「地方分権推進委員会最終報告」までの『第1次地方分権改革』と、平成18年の「地方分権改革推進法」成立以降の『第2次地方分権改革』の大きく二つの時期に分かれます。

『第1次地方分権改革』により、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係になり、地方分権の理念・基礎が形成され、さらに『第2次地方分権改革』では課題として残っている国から地方への権限移譲、法令による義務付けや関与の廃止、より一層の税源移譲など、分権型社会の実現のための改革が進められています。

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる地域社会を目指し、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視した地方分権改革が進められています。

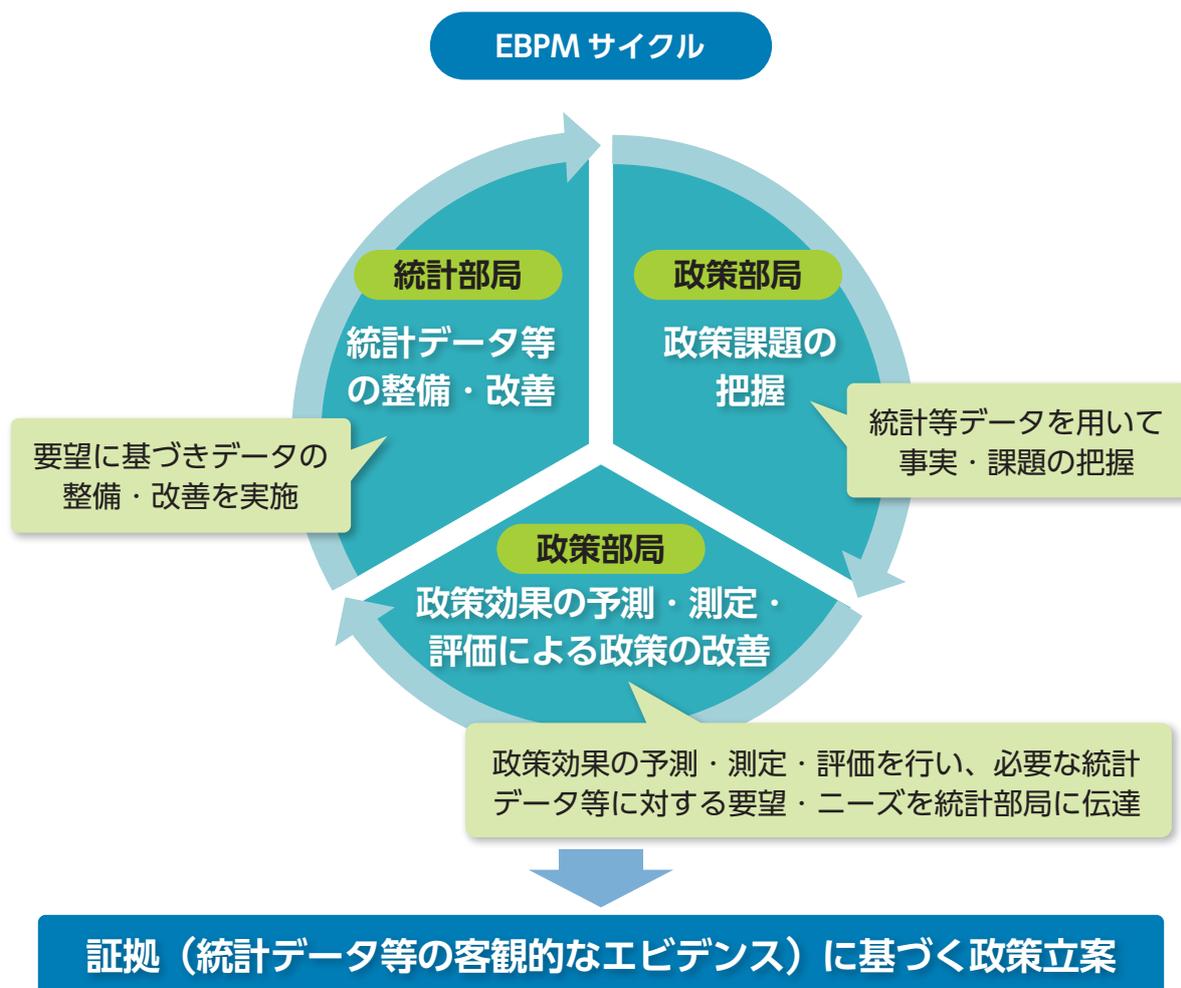
また、人口減少・少子高齢化の進行は、特に地方圏においてその影響が顕著になっています。このような中、国では、地域において中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する「連携中枢都市圏構想」が推進されています。県内では郡山市が中心市となり本市を含む5市7町4村による「こおりやま広域連携中枢都市圏」が形成されているほか、福島市が中心市となり本市を含む県内4市3町2村および宮城県白石市ならびに山形県米沢市の計11市町村による「福島圏域連携中枢都市圏」が形成される見込みです。

## (7) EBPMの推進

EBPM(Evidence-based Policy Making:証拠に基づく政策立案)とは、客観的な証拠(エビデンス)を活用して、政策の効果的・効率的な決定・運営を目指す取り組みです。

これまで我が国では、統計や業務データが十分に活用されず「慣行」により政策決定がなされる傾向にありました。しかし、「慣行」による政策決定は、本来の政策目標達成のための実効性が不十分であることが懸念されており、社会構造が急速に変化する中、限られた資源を効果的・効率的に利用し、行政への信頼性を高めるために、統計等を積極的に活用したEBPMの推進が求められています。

証拠に基づいた政策立案には、①政策の立案の前提となる事実の確認、②立案された政策とその効果を結びつけるロジック、③政策のコストと効果の関係が明示されていることが重要であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計データ等の整備・改善が有機的に連動するサイクル(EBPMサイクル)が求められています。



## (8) 社会資本の整備

我が国における道路・港湾施設・下水道施設・河川施設等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えようとしており、近年はその老朽化が問題となっています。

このような状況を踏まえ、国では、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」を平成 25 年に策定しました。

社会資本の老朽化は本市においても例外ではなく、今後 10 年程度の間、大規模改修や更新時期を迎える施設等が集中してくることが予想されます。これを受け、本市においても、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、本市が所有する公共施設等の全体を把握し、その総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針を定める「二本松市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年に策定しています。引き続き、公共施設の計画的な維持管理を推進するとともに、市民にとって最適な公共サービスの提供につながる適切な公共施設の在り方を検討していくことが求められます。

## (9) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標 (Sustainable Development Goals) です。持続可能な世界を実現するための17のゴール (目標) と169のターゲット (取り組み・手段) で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

我が国においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、同年12月には今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が決定、令和元年にはSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においてもSDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとされています。

### SDGsにおける17の目標



SDGs における 17 の目標 (詳細)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

		 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>目標1 貧困</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>目標2 飢餓</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>目標3 保健</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>目標4 教育</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>5 ジェンダー平等を實現しよう</p>	<p><b>目標5 ジェンダー</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>目標6 水・衛生</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>目標7 エネルギー</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>目標8 経済成長と雇用</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>目標9 インフラ、産業化、イノベーション</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>目標10 不平等</b> 国内および各国間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>目標11 持続可能な都市</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>目標12 持続可能な消費と生産</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>目標13 気候変動</b> 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>目標14 海洋資源</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>目標15 陸上資源</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>目標16 平和</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>目標17 実施手段</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## (10) 新しい生活様式の推進

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された原因不明の肺炎「COVID-19」（新型コロナウイルス感染症）は、瞬く間に世界中に拡散しました。世界保健機関（WHO）は、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言、3月11日には新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明しました。

令和2年11月1日時点での全世界における感染者数は約4,590万人、死亡者数は約120万人、我が国における感染者数は101,146人、死亡者数は1,766人となり、いまだ感染者数・死亡者数が増え続けています。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」として、「一人ひとりの基本的感染対策」「日常生活を営む上での基本的生活様式」「日常生活の各場面別の生活様式」「働き方の新しいスタイル」の実践例が、厚生労働省より示されました。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ感染収束には程遠い状況となっており、また一度対策の強度を一定程度緩められた地域においても、再度感染が拡大する可能性があります。一日も早く感染収束を目指すためには、一人ひとりが「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていくなど感染予防に努め、社会全体で感染拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

### 「新しい生活様式」実践の取り組み（例）



出典：福島県「新しい生活様式」実践ポスター作成特設ウェブサイト

### 3 本市の特性

#### (1) 本市の立地

本市は、福島市と郡山市の間に位置し、安達地方の中心都市となっており、市の中心部から福島、郡山へは30分程度の至近距離にあります。また、国道459号は国道114号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。

首都圏からは約200kmの距離にあり、鉄道では東北新幹線と東北本線を利用すると東京から約2時間の圏内となっており、市内には杉田、二本松、安達の3駅があります。自動車では東北自動車道利用で、乗り入れは二本松インターからとなりますが、わずか3時間の圏内に位置します。

市域は、平成17年に1市3町が合併し、東西約36km、南北約17km、総面積344.42km<sup>2</sup>に広がったことで、会津地方および浜通り地方の両地域に境界を接しています。

二本松市内交通地図



## (2) 水と緑の豊かな自然

本市の地勢は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類され、西に智恵子抄で知られる標高1,700mの安達太良連峰、東に阿武隈山系を望み、その中央を阿武隈川が流れ、東西に約36km、南北に約17kmと横長の地形になっています。

西部は、奥羽山系に属する安達太良山のふもとに広がる地域で丘陵地が多く、中央の平坦部は標高200～300mで比較的温暖で、年間降水量も比較的少なく過ごしやすいところです。東部は阿武隈山系の北部に位置し、標高は200mから1,057mで大小高低の丘陵地が多く、この間を小浜川、移川および口太川が流れ、その流域に小区画の耕地と集落が点在しており、豊かな自然や美しい景観があります。

### 地勢図



### (3) 今に息づく歴史文化

本市は、縄文時代から人の居住の続く、長い歴史をもった地域です。

藩政時代には、奥州二本松藩十万七百石の城下町として栄え、二本松城跡（霞ヶ城公園）は日本百名城のひとつとして国の史跡に指定されています。さらに、第5代藩主丹羽高寛公が儒学者岩井田昨非の進言により、藩士への戒めとして自然石に刻ませた戒石銘碑は、二本松城跡とともに国の史跡に指定されています。戊辰戦争の際は、奥羽越列藩同盟の信義を重んじ、義に殉じた二本松少年隊の高潔と勇気の精神は、市民の精神的な柱として今も息づいています。

城下町として栄えた伝統的な雰囲気の中、二本松の提灯祭り、小浜の紋付祭り、針道のあばれ山車、木幡の幡祭りなど個性と趣のある祭りは、貴重な財産となっており、こうした歴史文化が今に受け継がれています。智恵子抄や能「黒塚」の舞台としても有名で、文化的な風土を醸し出しています。

また、世界的歴史学者である朝河貫一博士を輩出し、博士との縁で友好都市となったハノーバー町（アメリカ合衆国）との国際交流や海外派遣事業など新たな文化の創造にも取り組んでいます。

### (4) 多様な地域資源

本市には、地域の個性を発揮できる地域資源も豊富にあります。安達太良山麓・阿武隈高地に広がる高原、温泉、スキー場といった自然資源に加え、市街地周辺には国の史跡に指定された二本松城跡（霞ヶ城公園）をはじめ、智恵子記念館・智恵子の生家、寺社など城下町の名残が数多く存在し、歴史文化に基づいた祭り・イベントが継承されているほか、酒や家具、和菓子、和紙といった地場産業が振興されています。

これらの豊かな資源を活用した観光関連の産業をはじめ、道の駅などでの農産物直売、さらには和紙漉きや陶芸体験、グリーンツーリズムによる農業体験などが行われています。

## 4 市民の意識・意向

総合計画を策定するにあたり、市民および市内の中学校・高校に通う生徒が抱えているまちづくりへの意識・意向を把握するためアンケート調査を実施しました。

調査種別	項目	内容
市民意識調査	調査対象	市内に居住する満20歳以上の市民
	標本数	3,000件
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・回収
	調査実施期間	令和元年8月21日(水)～9月6日(金)
	有効回収数	1,166件(38.9%)
中学生・高校生調査	調査対象	市内の中学校・高校に通学する生徒
	標本数	805件
	調査方法	学校を通じて配布・回収
	調査実施期間	令和元年9月11日(水)～9月27日(金)
	有効回収数	768件(95.4%)

※グラフ中に表記されている「n (number of cases)」は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています

※グラフや本文等では、市民意識調査を「市民」、中学生・高校生調査を「中高生」と簡略表記しています

※市民意識調査の一部の調査結果において、平成26年に実施した同調査との比較を行っています(平成26年実施の調査結果は、グラフ中では「前回調査」と表記)

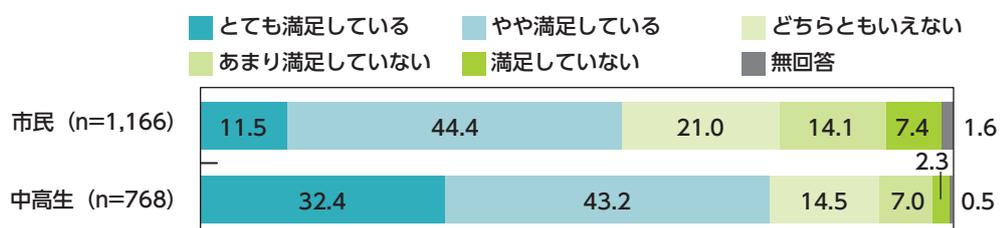
### (1) 二本松市の暮らしの評価

#### ① 日常生活の満足度

日常生活に《満足している》(「とても満足している」+「やや満足している」)割合は、市民が55.9%、中高生が75.6%と、いずれも過半数となっています。

満足度を判断する際に重視したこととしては、市民・中高生のいずれも「家族関係」が上位となっているほか、市民では「健康状態」(46.2%)、中高生では「友人関係」なども多くなっています。

#### 【日常生活の満足度】 ※市民／中高生



【満足度を判断する際に重視したこと（上位5項目）】 ※市民／中高生

順位	市民 (n=1,166)		中高生 (n=768)	
1	家族関係	50.3%	友人関係	64.3%
2	健康状態	46.2%	家族関係	56.3%
3	良好な生活環境	39.9%	学校生活（勉強・部活など）	56.3%
4	所得・収入	39.5%	自由な時間	50.5%
5	仕事や趣味などの生きがい	31.1%	趣味	42.3%

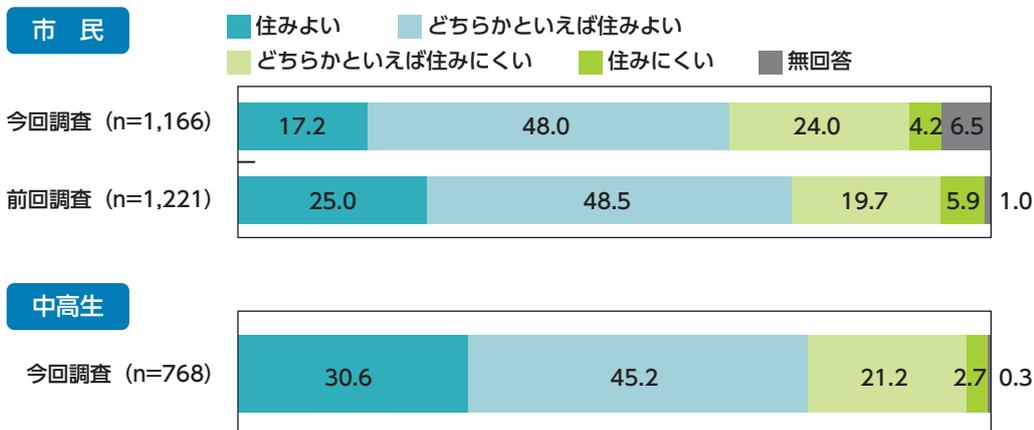
※複数回答設問

②二本松市を住みよいと感じるか

二本松市を《住みよい》（「住みよい」＋「どちらかといえば住みよい」）と感じる割合は、市民が65.2%、中高生が75.8%と、いずれも過半数となっています。一方、市民では前回調査と比較して、《住みよい》が約8ポイント下降しています。

二本松市を《住みにくい》（「住みにくい」＋「どちらかといえば住みにくい」）と回答した人にその理由を尋ねたところ、市民・中高生のいずれも「買い物等の日常生活が不便」、「交通の便が悪い」、「趣味や娯楽の場が少ない」が上位となり、特に市民では「買い物等の日常生活が不便」、中高生では「趣味や娯楽の場が少ない」が突出しています。

【住みよさの評価】 ※市民／中高生



【住みにくいと感じる理由（上位5項目）】 ※市民／中高生

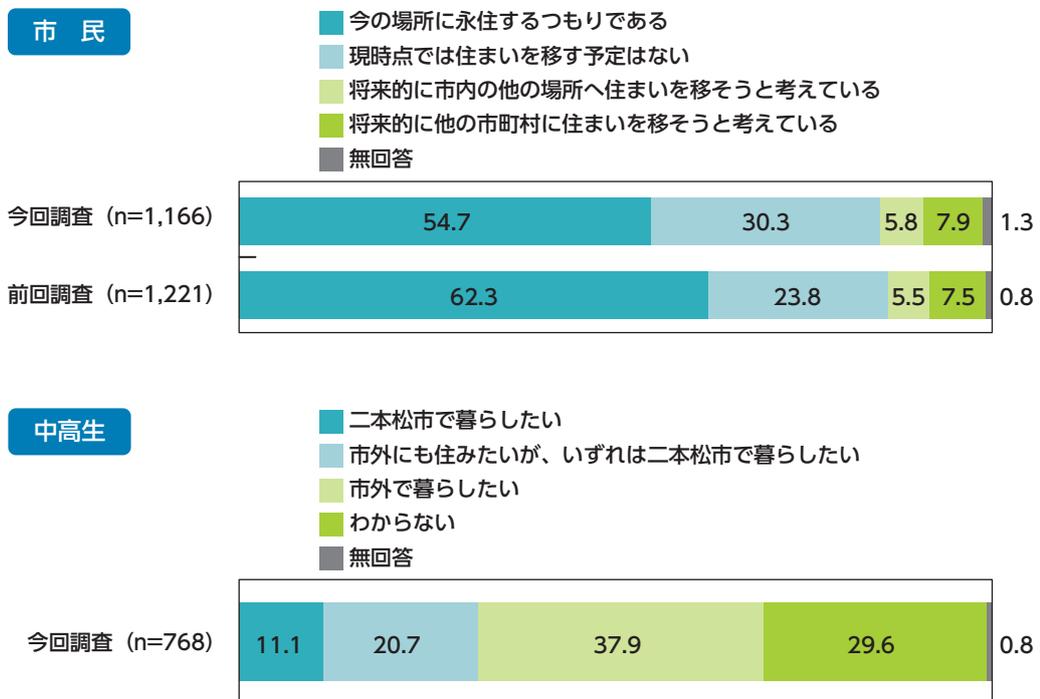
順位	市民 (n=329)		中高生 (n=184)	
1	買い物等の日常生活が不便である	64.4%	趣味や娯楽の場が少ない	70.1%
2	通勤・通学等の交通の便が悪い	38.9%	買い物等の日常生活が不便である	58.2%
3	趣味や娯楽の場が少ない	31.9%	通学等の交通の便が悪い	52.7%
4	医療の面で安心できない	28.0%	土地になじみや愛着がない	17.9%
5	働きやすい職場が少ない	22.2%	魅力のある自然環境が少ない	7.6%

### ③定住意向

二本松市への定住意向について、市民では「今の場所に永住するつもりである」(54.7%)が最も多くなっています。「現時点では住まいを移す予定はない」(30.3%)とあわせると、定住意向のある人が8割以上を占めているものの、「今の場所に永住するつもりである」は前回調査から約8ポイント下降しています。

また、中高生では「市外で暮らしたい」(37.9%)が最も多く、「二本松市で暮らしたい」と「市外にも住みたいが、いずれは二本松市で暮らしたい」をあわせた定住意向のある人は約3割となっています。

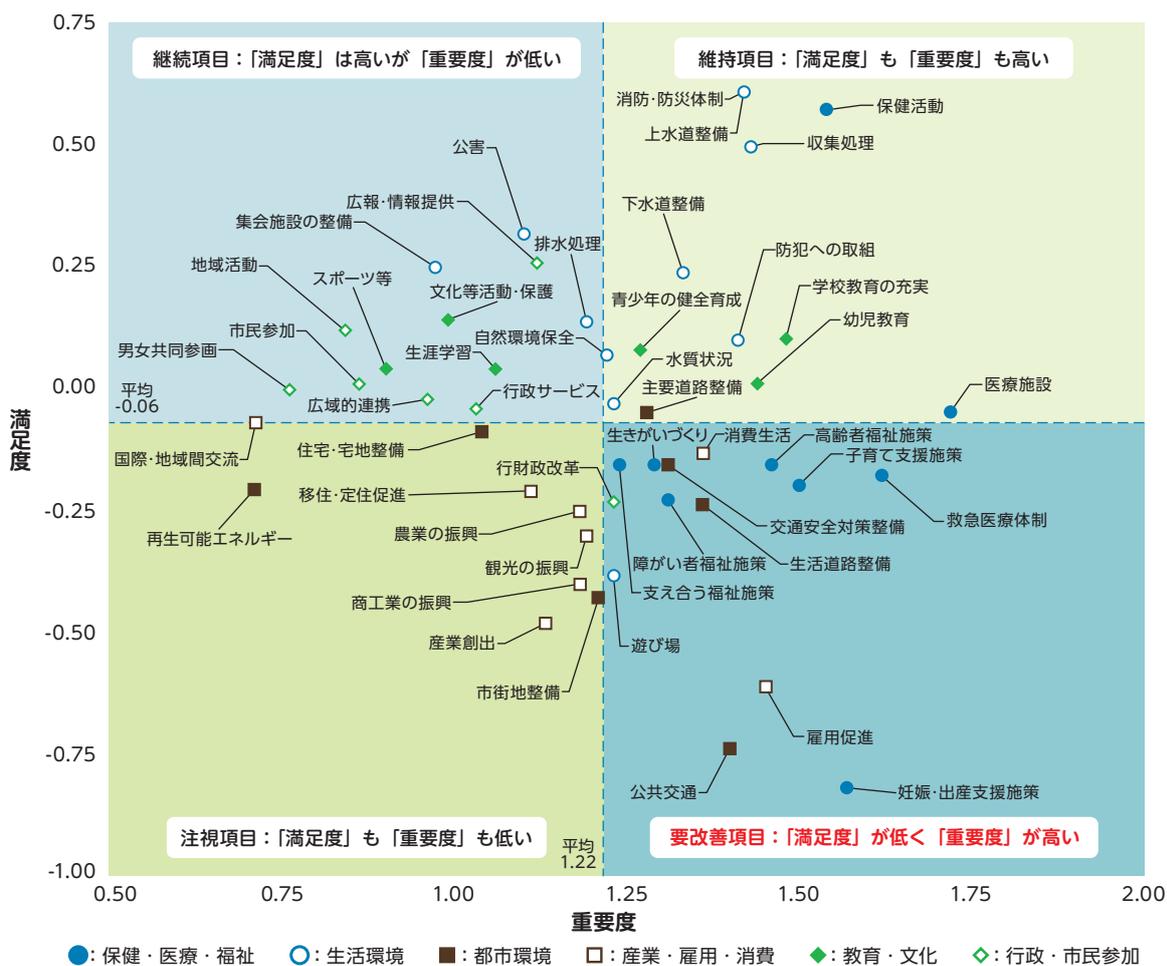
#### 【定住意向】 ※市民／中高生



## (2) 施策の評価（重要度×満足度） ※市民のみ

居住環境や日々の暮らしに関連する各分野の取り組み（施策）について、「現在の満足度」と「今後の重要度」をそれぞれ聴き取った上で得点化し、それを下記のような散布図に整理しました。

この結果、「満足度」が低く「重要度」が高い《要改善項目》（散布図右下）に位置する項目は、優先的な対応が必要と考えられます。特に、保健・医療・福祉分野および都市環境分野において《要改善項目》が多くなっています。



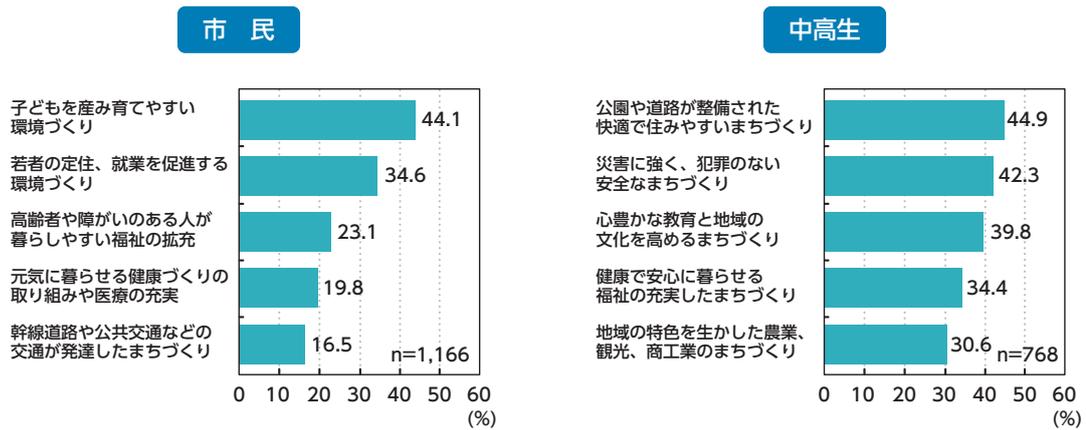
### 【分野毎の要改善項目（優先対応項目）】

分 野	優先対応項目
保健・医療・福祉	救急医療体制 / 妊娠・出産支援施策 / 子育て支援施策 障がい者福祉施策 / 高齢者福祉施策 / 生きがいづくり / 支え合う福祉施策
生活環境	遊び場
都市環境	生活道路整備 / 公共交通 / 交通安全対策整備
産業・雇用・消費	雇用促進 / 消費生活
教育・文化	—
行政・市民参加	行財政改革

### (3) 今後のまちづくり

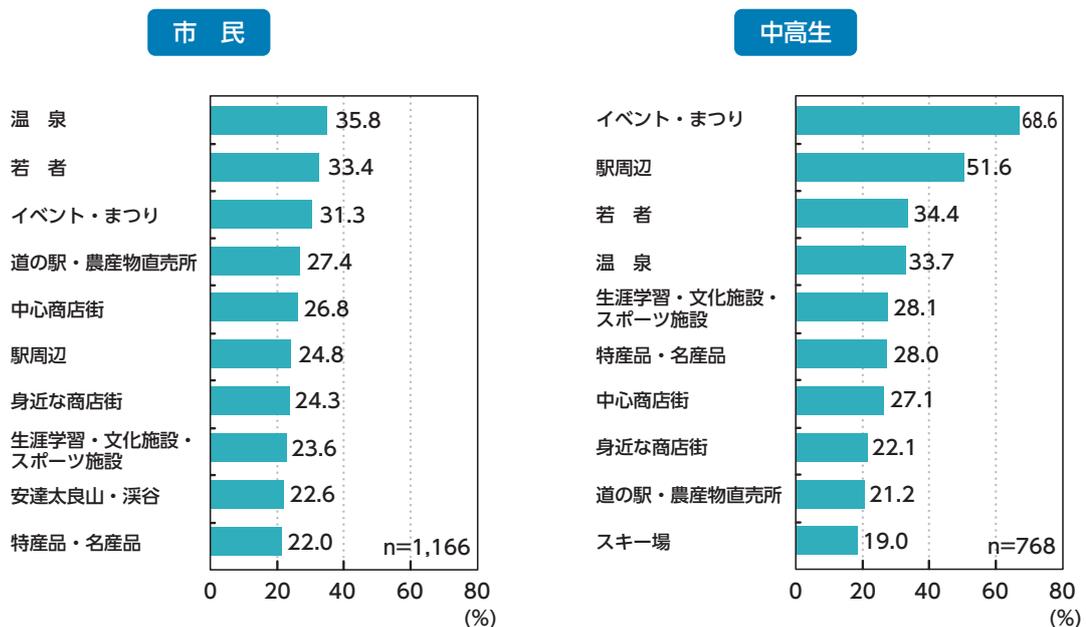
#### ①今後のまちづくりで重要なこと（上位5項目） ※市民／中高生

今後の10年間のまちづくりで重要なことについて、市民では「子どもを産み育てやすい環境づくり」(44.1%)が、中高生では「公園や道路が整備された快適で住みやすいまちづくり」(44.9%)が、それぞれ最も多くなっています。



#### ②生かすべき地域資源（上位10項目） ※市民／中高生

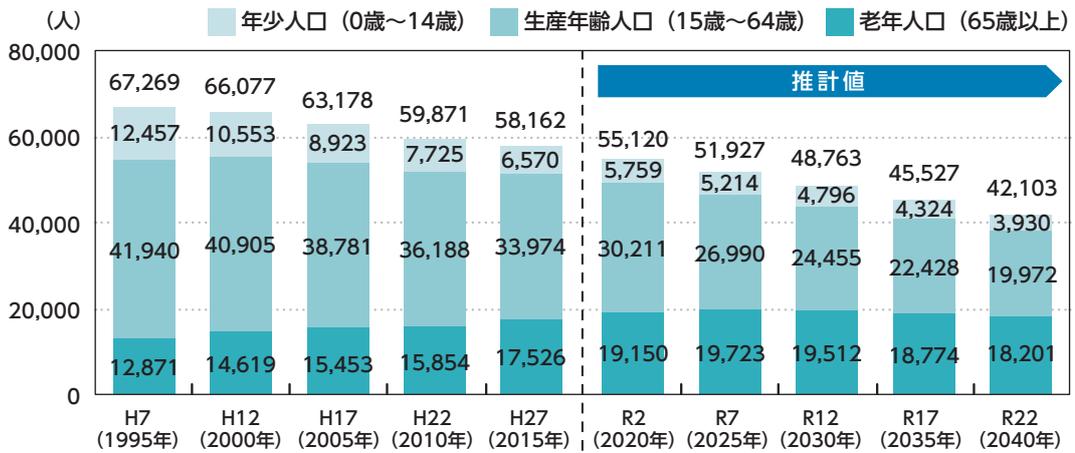
二本松市をもっと良いまちにするために生かすべき地域資源について、市民では「温泉」(35.8%)、「若者」(33.4%)、「イベント・まつり」(31.3%)などが多くなっています。一方、中高生では「イベント・まつり」(68.6%)が突出しているほか、「駅周辺」(51.6%)も5割を超え多くなっています。



## 5 人口の動向

### (1) 人口の推移

本市の平成 27 年（2015 年）の人口は 58,162 人と、20 年前の平成 7 年（1995 年）に比べ約 9 千人（△ 13.5%）減少しています。令和 2 年（2020 年）以降の将来推計をみても減少傾向は続き、令和 12 年（2030 年）には約 4 万 9 千人、令和 22 年（2040 年）には約 4 万 2 千人になることが見込まれています。

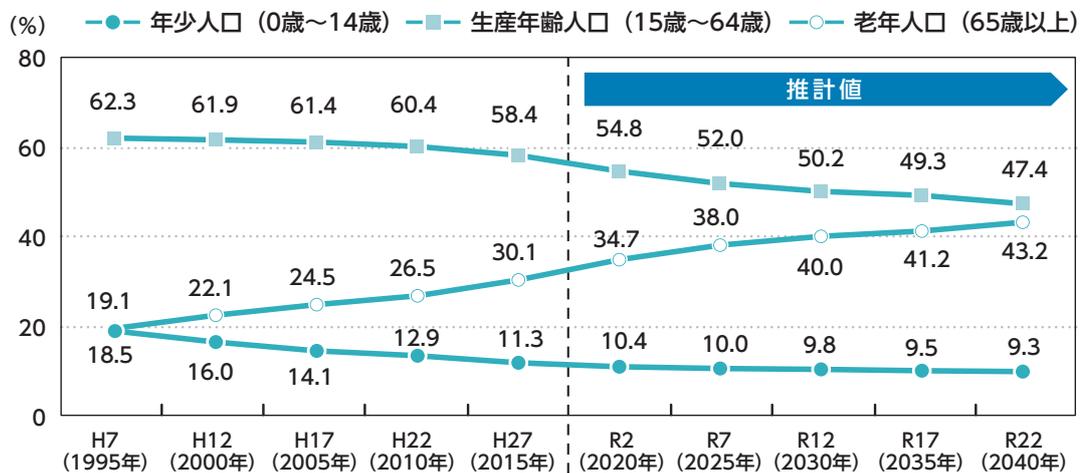


※年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は市内全体の人口と合致しない場合がある

出典：国勢調査人口(各年 10 月 1 日現在)、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

### (2) 年齢別人口構成比の推移

本市の年齢 3 区分別の人口構成比の推移をみると、平成 7 年（1995 年）は年少人口と老年人口がほぼ同じ割合でしたが、その後は老年人口が年少人口を上回り、平成 27 年（2015 年）には老年人口が約 30% となっています。それ以降の将来推計をみても、老年人口は上昇傾向、年少人口および生産年齢人口は下降傾向が続き、少子高齢化が一層進行するものと考えられます。

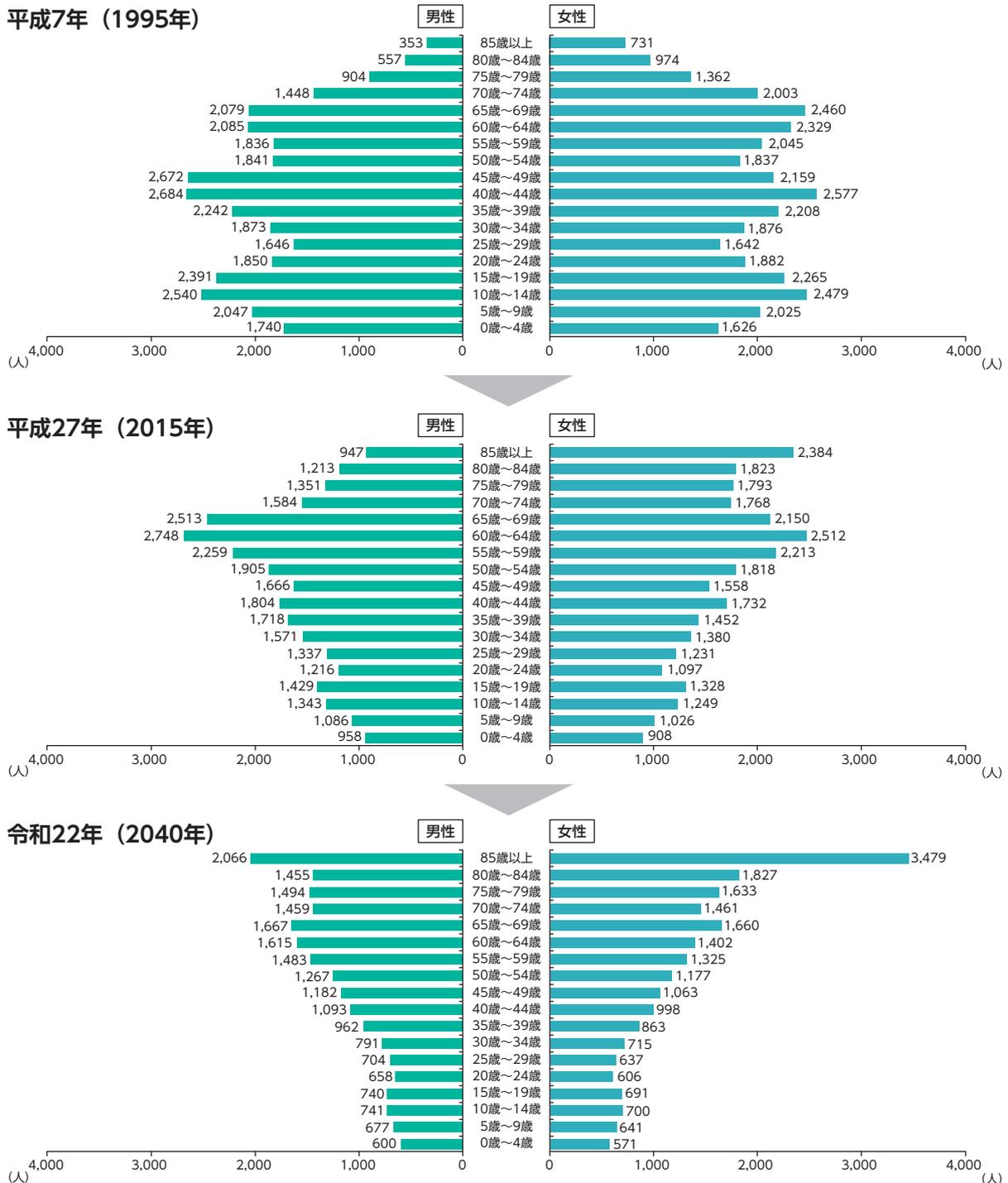


※年齢不詳があるため、年齢別人口構成比の合計は 100%にならない場合がある

出典：国勢調査人口(各年 10 月 1 日現在)、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

### (3) 人口構造の変化

本市の人口構造の変化をみると、平成7年(1995年)から平成27年(2015年)にかけて、年少人口の減少と老年人口の増加が著しく、少子高齢化が進行していることが分かります。将来的にはさらに少子高齢化が進み、令和22年(2040年)には85歳以上の人口が極めて多くなることが予想されています。



※年齢不詳があるため、男女・年齢別人口の合計は前頁の市内全体の人口と合致しない場合がある  
 出典：国勢調査人口（各年10月1日現在）、推計値はコーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の定めた仮定値を用いて推計

